

(案)

**公立大学法人京都市立芸術大学
第2期中期目標期間業務実績評価書
(平成30年度～令和5年度)**

令和6年7月

公立大学法人京都市立芸術大学
評価委員会

I 評価方法

1 評価の構成

「項目別評価」及び「全体評価」による。

2 項目別評価

(1) 法人による自己評価

法人が作成した中期計画の項目ごとに、法人自らが、以下の4段階の区分により、第2期中期計画の達成状況を評価し、報告書(項目別実施状況)を作成する。

なお、「全体的な状況」についても、これまでの年度評価における指摘事項等を踏まえ、第2期中期計画の達成状況を評価し、報告書を作成する。

【評価基準】

評価区分	第2期中期計画の達成状況
Ⅳ	中期計画を上回って実施した
Ⅲ	中期計画を十分に実施した
Ⅱ	中期計画を十分には実施できなかった
Ⅰ	中期計画を実施できなかった

(2) 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出を受けた報告書に基づき、中期計画の項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。

(3) 評価委員会による評定

上記(2)の検証を踏まえ、中期目標の次の項目ごとに、以下の5段階により達成状況の評価するとともに、特筆すべき点や改善が望まれる点にコメントを付す。

【項目一覧】

第1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	[NO. 1 ~ NO. 16]
第2	業務運営の改善及び効率化に関する目標	[NO. 17 ~ NO. 18]
第3	財務内容の改善に関する目標	[NO. 19 ~ NO. 21]
第4	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	[NO. 22 ~ NO. 23]
第5	キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標	[NO. 24]
第6	その他の業務運営に関する重要目標	[NO. 25 ~ NO. 27]

【評価基準】

ランク	評定	判断基準(目安)
S	中期目標・中期計画の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
A	中期目標・中期計画の達成状況が良好である	すべてⅣ又はⅢ
B	中期目標・中期計画の達成状況が概ね良好である	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
C	中期目標・中期計画の達成状況が不十分である	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
D	中期目標・中期計画の達成状況に重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※上記の判断基準は目安であり、社会情勢等の変化による進捗の遅れ等を勘案し、総合的に判断する。

3 全体評価

項目別評価結果及び報告書の「全体的な状況」欄の総括的な記述等を踏まえ、第2期中期目標期間の業務実績全体について、記述式により総合的に評価する。

なお、評価を通じて得られた大学運営に関する課題や改善事項等についても、併せて記載するものとする。

また、評価制度が大学運営の検証という役割に加えて、大学の活動状況を市民に公表する役割も担っていることから、大学の特色ある取組や工夫等については、積極的に評価するものとする。

Ⅱ 評価結果

□ 全体評価

□ 項目別評価

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 達成状況の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント、特筆すべき点、遅れている点等

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 達成状況の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント、特筆すべき点、遅れている点等

第3 財務内容の改善に関する目標

(1) 達成状況の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント、特筆すべき点、遅れている点等

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 達成状況の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント、特筆すべき点、遅れている点等

第5 キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標

(1) 達成状況の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント、特筆すべき点、遅れている点等

第6 その他業務運営に関する重要目標

(1) 達成状況の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント、特筆すべき点、遅れている点等